千葉市病院運営委員会公募委員選考要領

（目的）

第１条　この要領は、千葉市附属機関の委員の公募に関する要綱第３条の規定により、千葉市病院運営委員会委員のうち公募委員の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（公募委員の定数）

第２条　公募委員の数は、３人以内とする。

２　千葉市附属機関への女性委員の登用促進要綱に基づき、原則として公募委員は男性１人、女性２人とする。ただし、応募状況又は選考結果により当該構成による選定が困難な場合は、公募委員の定数の範囲内で選定することができる。

（応募資格）

第３条　公募委員に応募することができる者は、募集開始日時点で次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

（１）市内に在住し、在勤し、又は在学している者

（２）本市の他の附属機関の公募委員でない者

（３）本市の市議会議員又は職員でない者

（４）満１８歳以上の者

（応募期間）

第４条　応募期間は、募集開始日から１月を経過した日までとする。ただし、その日が休日のときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日までとする。

（応募方法）

第５条　応募に当たっては、次に掲げる事項を記載した書面及び小論文を提出するものとする。

（１）住所、氏名(フリガナ)、電話番号、年齢、性別

（２）応募動機、自己 PR

２　前項の小論文は、次に掲げるものとする。

（１）テーマ：「市立病院が果たすべき役割と病院運営について」

（２）文字数：１，２００文字程度

（３）使用言語：日本語

３　提出方法は、次に掲げる方法によるものとする。

（１）直接提出

（２）郵送

（３）ファクシミリ

（４）電子メール

４　第１項に規定する提出書類は､応募者に返却しないものとする。

（選考方法）

第６条　選考は、病院局次長、経営企画課長、その他必要と認める職員の合議により公募委員を選考するものとする。

（選考結果の通知）

第７条　選考結果は、応募者全員に通知するものとする。

（補則）

第８条　この要領に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、病院局次長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２６年１１月１５日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年１１月１日から施行する。